
第16回国際労働問題シンポジウム

雇用関係の範囲（労働者性）

—— 働く人の保護はどこまで及ぶか？ ——

特集にあたって

国際労働問題シンポジウムは、1987年に開始されて以来、2003年のシンポジウムで第16回目を迎えた。これまでは、主催は法政大学大原社会問題研究所で、後援団体として、ILO東京支局（ILO駐日事務所）、（財）日本ILO協会に名を連ねていただいていたが、2003年は初めての試みとして、ILO駐日事務所と法政大学大原社会問題研究所との共催ということにした。

このシンポジウムは、これまで原則として、その年のILO総会で取り上げられた議題の一つを選び、討議に参加した政府および労使の代表から報告を受け、また関連して研究者から意見を述べていただくというかたちで行われてきた。第16回国際労働問題シンポジウムは、2003年6月の第91回ILO総会で取り上げられた議題のうち、「雇用関係の範囲」（The scope of the employment relationship）に注目し、これをテーマとしてシンポジウムを行った。

2003年のILO総会の議題は、堀内光子ILO駐日代表の「あいさつ」（後掲）のなかで具体的に紹介されている。以下では、なぜ「雇用関係の範囲」という議題に注目し、これをシンポジウムの議題として取り上げるに至ったか、その背景および直接的理由を簡単に述べておきたい。

*

そもそも労働者保護は、ILO創立以来、ILOの一貫して追求してきた課題であるが、それは伝統的には、使用者（employer）と雇われる者（employee）という雇用関係の成立を前提として行われてきた。

ところが、近年、日本だけでなく、国際的に、雇用関係における使用者と雇われる者との関係において、必ずしも明瞭ではない関係が生まれ、改めて雇用関係とは何か、さらに雇用関係の範囲をどのように把握するかが重要な問題になってきている。たとえば、派遣先企業、派遣元企業、派遣労働者といった三者関係がイメージされる「三角雇用関係」（triangular employment relationship）が、国際的に広範に出現しているし、一人事業主ないしは個人請負といった雇用関係の曖昧な形での働き方の出現（ambiguous employment relationship）、時には雇用関係ではないかのように偽装された関係の出現（disguised employment relationship）などが大きな問題となってきている。

ILOの場でのこの種の問題についての直近の議論としては、1997年および98年の「契約労働」に関する議論が挙げられる。97年には、条約・勧告をつくる前提となる労働基準設定に関する議題として、まず「契約労働」というタイトルで議論されたが、定義などが十分な合意からはほど遠く、まとまるには至らなかった。この議論に鑑み、その後、ILOでは、1998年以降、国別の具体的な調

査を行い、また専門家会議を開いてきた。そうした準備が進められたうえで、2003年のILO総会の一般議題となったわけである。その討議のため、レポートV『雇用関係の範囲』(The scope of the employment relationship)と題する報告書が提出された。

*

今回のシンポジウムを企画するにあたり、このテーマに注目したのは、一人事業主、個人請負などにおける雇用関係の曖昧化、さらには雇用関係の偽装化ともいえる事態が日本でも進行していること、あるいは派遣労働者問題など「三角雇用関係」がますます広がっていることなどの現実の事態の進行とともに、そのことに関わる諸問題が、近年、日本でもしばしば社会・労働問題化し、話題性を増していることによる。したがって、2003年6月のILO総会場で、この「雇用関係の範囲」という議題が取り上げられ、そこでどのような議論が行われたかを討議に参加した政労使3者の方から、それぞれの立場で紹介していただくこと、および専門研究者の独自の立場から発言していただくことは、日本の現実を考えるうえで、きわめて有意義であると考えたからであった。

とはいえ、「雇用関係の範囲」というだけでは、シンポジウムに多くの方の参加が得られるかどうかに一抔の不安があった。このため、シンポジウムのテーマを「雇用関係の範囲(労働者性)－働く人の保護はどこまで及ぶか?」として、やや親しみやすいように若干の工夫もしてみた。

幸いなことに、このシンポジウムのテーマは多くの人々の関心を集めることとなり、これまでのシンポジウムでは最多人数の参加を記録した。しかも、参加者の顔ぶれも、研究者、労働組合関係者、協同組合関係者のほか、人材派遣会社など会社の人事担当者や社会保険労務士の方々、マスコミ関係者などきわめて多彩であった。

テーマが時宜を得たこともあると考えられるが、ILO駐日事務所との初めての共催ということの宣伝性もあり、また例年、後援いただいている(財)日本ILO協会の雑誌『世界に労働』などでの宣伝の力も大いにあったであろう。両組織に改めて謝意を表したい。最後になったが、シンポジウム・パネラーとして参加され、熱心にご討議いただいた4人の方々および当日、ご参加いただいた方々を初め、全ての関係者に、この場を借りて心からのお礼を申し上げたい。(早川 征一郎)

第16回国際労働問題シンポジウム

雇用関係の範囲(労働者性)

— 働く人の保護はどこまで及ぶか? —

共 催 法政大学大原社会問題研究所 日時 2003年10月9日(木) 午後1時～4時30分
ILO駐日事務所 会場 法政大学市ヶ谷キャンパス ポアソナードタワー スカイホール
後 援 (財)日本ILO協会

司 会 法政大学大原社会問題研究所教授 早川征一郎
2003年6月の第91回ILO総会について ILO駐日代表 堀内 光子
ILOにおける討議をめぐって 厚生労働省労働基準局監督課主任中央労働基準監督官 栗真 保紀
労働者の立場から 日本労働組合総連合会総合労働局 滝沢 弘
使用者の立場から 日本経済団体連合会国際労働政策本部雇用・労務管理グループ長 輪島 忍
雇用関係の範囲(労働者性)－ILO討議と日本－ 流通経済大学法学部教授 鎌田 耕一

(注) 肩書きは、2003年6月現在